

広島県告示第 1 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので，同条第 4 項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

平成28年 1 月 7 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	東京都中央区日本橋本町一丁目 6 番 1 号 東邦亜鉛株式会社 代表取締役社長 手島 達也
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県豊田郡大崎上島町東野5562-1 東邦亜鉛株式会社契島製錬所

2 申請の内容

27 ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち，亜硫酸ガス冷却洗浄施設 1 基を廃止し，27 ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち，亜硫酸ガス冷却洗浄施設 1 基及び62 ホ 非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1 基を設置する。また，硫酸廃水処理工程における汚水等の処理の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類，能力及び使用の方法

（その 1） 27 ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち，亜硫酸ガス冷却洗浄施設 1 基 廃止

（その 2） 新設

種	類	27 ハ 無機化学工業製品製造業の用に供する硫酸製造施設のうち，亜硫酸ガス冷却洗浄施設 1 基（ガス調湿塔）	62 ホ 非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（分析ドラフトスクラバーNo. 2）
能	力	ガス処理能力 360m ³ N/分	ガス処理能力 60m ³ N/分
工	工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成28年 3 月 6 日	許可後直ちに

期等	工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成28年 3 月26日		平成28年 2 月25日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成28年 3 月29日		平成28年 2 月29日	
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間 (なし)		8.5時間 (なし)	
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される 汚水等の 状態	水素イオン濃度（水素指数）	1～3	1～3	2	2
		化学的酸素要求量	1,000	1,000	5	5
		浮遊物質	1,000	1,000	5	5
		鉛及びその化合物	30	30	0.5	0.5
		カドミウム及び その化合物	50	50	0.01	0.01
		砒素及びその化合物	10	10	0.5	0.5
		亜鉛及びその化合物	30	30	0.5	0.5
		銅及びその化合物	—	—	0.05	0.05
		ふっ素及びその化合物	—	—	5	5
		窒素含有量	—	—	100	100
		燐含有量	—	—	0.1	0.1
		アンモニア，アンモニ ウム化合物，亜硝酸化 合物及び硝酸化合物	—	—	60	60
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³) ※括弧内は循環水量		4,767 (4,757)	4,767 (4,757)	66.51 (66.30)	66.51 (66.30)
	汚 水 等 の 排 出 先		硫酸廃水処理工程及び循環水処理工程		循環水処理工程	

(2) 汚染等の処理の方法

硫酸廃水処理工程

	変更前	変更後
構 造	冷却塔シックナー→クッション槽→No. 1 曝気槽→No. 2曝気槽→中和クッション槽→硫化槽→ろ過機→ろ液クッション槽→過マン酸化槽	冷却塔シックナー→クッション槽→No. 1 曝気槽→No. 2曝気槽→中和クッション槽→No. 1硫化槽→No. 2硫化槽→ろ過機→過マン酸化槽
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	平成28年 3 月 6 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成28年 3 月26日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成28年 3 月29日

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年 1 月 7 日から平成28年 1 月28日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課